

(d) 各界の反応について

9月22日、欧州産業経営者連盟(UNICE)は、「欧州委員会は労働時間の柔軟性を高めることに失敗」と題するコメントを発表した。これによれば、欧州の労働者の労働時間は年平均で米国より約160時間、日本より約230時間短く、この差は高い生産性だけでは対抗しようもない。労働時間の柔軟性は企業競争力にとって重要であり、労働者のためにもなる。欧州委員会の提案はUNICEの要求を満たすものではないと主張した。

また、欧州労連(ETUC)は、「労働時間指令の改正案は受け入れがたく、不釣り合いなものである。」と題するコメントを発表し、強く反対している。

労働指令に対して強い反対の立場を貫いてきたイギリスでは、イギリス産業連盟(CBI)が週48時間労働の適用除外における団体協約の必要性等に反対し、イギリス労働組合評議会(TUC)は、週48時間労働制の適用除外が残されたことについて落胆を表明し、適用除外状況の廃止を求めて断固戦う姿勢を示している。

(e) その後

議長国デンマークは、労働時間指令の改正案を2004年末までに政治的合意に達したい意向を示していた。その後、雇用社会問題相理事会等で討議が行われていたが、加盟国間で大きな意見の相違があり、合意に達しなかった。

その後、2005年6月、欧州議会は労働時間指令改正案を第1読会において討議を行い、いくつかの修正を加えた改正案を採択した。修正の内容は、①週48時間労働制のオプト・アウトを新指令施行後3年間で徐々に

廃止すること、②待機時間(on-call time)は特別の場合を除いて労働時間に参入すること、③週48時間制の最長参照期間を4か月から1年に延長する際の条件をより詳細に規定(労働者代表又は労働者との協議、健康配慮義務など)、④労働者の生涯学習機会、仕事と家庭の両立、労働時間の柔軟化への配慮である。欧州議会は、制限のない労働時間制は、労働者の健康と安全だけでなく、仕事と家庭の両立に深刻な危険を及ぼすとして、オプト・アウトの維持に反対した。欧州議会の修正案が正式に成立するためには、雇用社会問題相理事会の承認を得る必要がある。

6月2日に開催された雇用社会問題相理事会は、この修正案に関する討議を行った。しかしオプト・アウトにおける賛否の隔たりが大きく、議論は先送りとなった。

(注1) 「参照期間」とは、週当たりの労働時間の算定に当たって対象とする期間のことである。労働時間の算定に当たって、企業の経済活動を考慮して労働時間を柔軟に運用することができるように、「4か月を超えない参照期間(警備・監視労働等は6か月)」を設定して週当たりの労働時間の平均を出し、これを週当たりの労働時間としている。また、労使協約を締結すれば、産業レベルで1年以内の参照期間を設定することができる。

(注2) イギリスでは労働時間指令の採択当時(1993年11月)、保守党政権が強硬に反対し、同指令がEUで特定多数決で採択された後も国内法化せず、事実上同指令の適用が除外(オプト・アウト)された。しかし、イギリスにも適用しようという試みとして、同指令の中に「施行後7年間(2003年11月23日まで)は、一定条件の下、指令第6条(所定外労働を含む労働時間を週48時間とする規定)を適用しないことができる」という規定が盛り込まれた。この規定は労働時間指令を国内法化しないと適用されないこともあり、1998年、ブレア労働党政権が同指令を国内法化し、上記規定が適用された。

韓国

1 経済及び雇用・失業等の動向

韓国経済は、1990年代は、概ね高度成長が続いた。しかし、1997年末に通貨・経済危機に陥り、1998年は経済成長率はマイナスとなった。しかし、経済は短期間で急速に回復した。2003年は3.1%、2004年は4.6%の成長となっている。

通貨・経済危機以降、韓国の雇用情勢は急速に悪化

し、失業率は1998年には7.0%に急上昇したが、景気の回復に伴いその後は低下し、2002年には、3.1%まで低下した。その後、2003年は3.4%、2004年は、3.5%とゆるやかに上昇した。

最近では若年者の失業率の高さ(2004年は15～29歳層で8.3%)、正規・非正規労働者間の労働条件格差が社会問題になっている。

〈表2-37〉 韓国の実質 GDP 成長率と雇用・失業の動向

年月	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005					
								4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
実質GDP成長率	-6.9	9.5	8.5	3.8	7.0	3.1	4.6	5.5	4.7	3.3	2.7	3.3	4.5

(%)

年月	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005		
								1~3	4~6	7~9
就業者数	19,938	20,291	21,156	21,572	22,169	22,139	22,557	22,247	23,216	23,026
失業者数	1,490	1,374	913	845	708	777	813	912	831	810
失業率	7.0	6.3	4.1	3.8	3.1	3.4	3.5	3.9	3.5	3.4

(千人、%)

資料出所 韓国労働研究院 [KLI] ホームページ “Labor Statistics”

(注) 失業者数及び失業率の月数値は、季節調整値。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

賃金に関しては、1980年代から1990年代においては経済成長に伴い上昇を続け、1990年代に入ってから賃金は毎年前年比10%以上の伸びを示していたが、1997~1998年の経済危機で賃金の上昇は鈍化し、1998年にはマイナスとなった。その後、経済の回復とともに伸びを回復し、2004年は9.5%となっている。

労働時間に関しては、1999年から減少傾向にあり、2004年7月から段階的に週40時間制に移行させたこともあり、2004年の労働時間は、48.7時間となった。

労働災害に関しては、最近の動きは表2-39のとおりであり、2003年は前年に比べて、死亡件数・死亡事故率とも、やや上昇した。

労働組合に関しては、最近の動きは表2-40のとおりとなっており、組織率は低下傾向にある。

〈表2-38〉 韓国の物価上昇率・賃金・労働時間の推移

(%, 万ウォン, 時間)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004
① 消費者物価上昇率	0.8	2.2	4.1	2.7	3.6	3.6
② 賃金月額	144.3	156.8	165.9	185.7	201.8	220.9
③ ②の対前年比	12.4	8.7	5.8	11.9	8.7	9.5
④ 労働時間	50.4	50.6	50.4	49.8	49.1	48.7

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月刊海外経済データ」、

韓国労働研究院 [KLI] ホームページ “Labor Statistics”

(注) 消費者物価上昇率は、対前年比。賃金月額は、製造業常用雇用労働者にかかる数値。労働時間は、全産業の雇用者にかかる数値。

〈表2-39〉 韓国の労災死亡件数の推移

(人、%)

年	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003
労災死亡者数	1,718	2,236	2,662	2,528	2,748	2,605	2,923
労災死亡事故率	3.82	2.96	3.37	2.67	2.60	2.46	2.76

資料出所 韓国産業安全公団 [KOSHA] ホームページ

(注) 死亡事故率は、10,000人当たりの死亡率。

〈表2-40〉 韓国の労働組合数の推移

(組合、万人、%)

年	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004
組合数	2,551	7,698	6,606	5,698	6,150	6,506	6,257	6,107
組合員数	100	189	162	153	157	154	155	154
推定組織率	15.7	21.5	15.1	14.3	14.2	13.5	13.0	12.4

資料出所 韓国労働研究院 [KLI] ホームページ “Labor Statistics”

〈表2-41〉 韓国の労働争議の推移

(件数、万人、千人日)

年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
争議件数	129	198	250	235	322	320	462
争議参加者数	14.6	9.2	17.8	8.9	9.4	13.7	18.5
労働損失日数	1,452	1,366	1,894	1,083	1,580	1,299	1,197

資料出所 韓国労働研究院 [KLI] ホームページ “Labor Statistics”

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 公務員労働組合法の国会での成立

a 概要

韓国では、公務員への労働基本権の付与が課題となっていた。

2004年12月、労働三権のうち団結権及び団体交渉権を認める(団体行動権は認めない)内容の法律案が国会を通過し、2006年に施行される見通しとなった。

b 公務員労働基本権問題に関する経過

公務員の労働基本権の制限について、労働組合が国際労働機関(ILO)などの考え方を採用し、他の先進国なみの労働基本権の保障を求めて政府に対決姿勢をとっていて、長らく政・労両サイドの懸案事項となってきた。

ここで盧大統領は、2003年2月の就任後、「公務員